

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二〇 三番四地先から同市大字高倉字天 神前一一八八番一地先まで		区 間
二五・一九〇 六五・九〇	二五・一九〇 二六・一八	敷地の幅員 (メートル)
一五五・三九		延 長 (メートル)
調整池建設のため。		備 考